



病院協會結成 の氣運各地に 高まる

アメリカ及びカナダの病院協會の活躍は、國際病院協會の結成に迄発展し、一致して各國の協會は病院事業の普及発展に努力している。近代的医療機關の中核は勿論病院であり、近代的医療の普及及び公衆の医療福祉の根拠は病院にあることは論を俟たない。各種の病院が一致團結して、お互に意見を交換し、共通の利害得失を検討して、病院の内容を向上したり、民衆に正しい医療の知識を普及したりすることは、ひとり個々の病院の利益になるばかりでなく、ひいては民衆への正しい医療奉仕をなし上げる最良唯一の方法である。

日本に於ては、幸い医療法の発足と共に、病院研究の氣運が高まり新社会保障制度確立の一步手前にあつて、お互の病院の反省が始まつた事は、医療界の利益であるばかりでなく、國民の福祉に貢献すること大であらう。

最近各地で病院協會設立の氣運が高まりつつある傾向になつて來たことは、この理解が深まりつつある現象であつて、日本の病院事業が更めて進歩発展する段階を作るものであらう。

既に國立病院及び療養所の施設長協議會、新潟縣公立病院長會議

の発足があつたが、新に9月3日には石川縣病院協會が発足した。その他東京都病院長協議會の準備會が発足しつつあり、富山、靜岡、愛知の各縣に同様の動きがあるそうである。恐らく、その他の縣にも近い内にその結成が見られるものと思う。御参考に、石川縣病院協會結成の概要を御紹介しよう。

石川縣病院協會の發足

- 1, 石川縣病院協會設立発起人
金沢医科大学附屬病院長 日置陸奥夫氏
國立金沢病院長 七肥 章司氏
聖靈病院長 谷村芳太郎氏
内田病院長 内田 豊咲氏
縣衛生部長 威重 正敬氏
加賀病院長 山本 捷氏
- 2, 縣下約60病院の中45病院長が9月3日縣医師會館に參會し、協會規約の決定後、縣衛生部石川氏の事業計画及び國立金沢病院の橋本氏の米國に於ける病院管理の紹介があつて、滿場一致めでたく協會結成に成功した。
- 3, 会長には國立金沢病院長 七肥章司氏、副会長に金沢大学附屬病院長 日置陸奥夫氏及び私立内田病院長 内田豊咲氏及び理事五名の役員が選出された。
- 4, 石川病院協會規約
 - 第1條 本會は石川縣病院協會と稱する。
 - 第2條 本會は石川縣下病院の相互扶助、適正な医療の普及並に病院管理の研修を目的とする。
 - 第3條 本會は本會の主旨に賛同した病院長を以て會員とする。
 - 第4條 本會の主なる事業は次

の通りとする。

- 1, 病院長協議會
- 2, 關係團體官公署との連絡調整
- 3, 病院管理研修會
- 4, 病院管理經營その他に關する事項

第5條 前條の事業遂行のため必要に應じて分科會を設けることが出来る。

第6條 本會には左の役員を置きその任期は一年とする。役員の選出方法は會員の互選によるものとする。

- | | |
|-----|---|
| 会 長 | 一 |
| 副会長 | 二 |
| 理 事 | 五 |

第7條 会長は会務を統轄し副会長は之を補佐する。但し會長事故あるときは副會長中一名が會長の職務を代行する。

理事は会務を執行し會長理事會を招集する。

第8條 本協會には總會の推薦によつて顧問若干名を置くことが出来る。

第9條 本協會に幹事及び書記を置き會長が之を依嘱する。又必要に應じて囑託を置くことが出来る。

第10條 会長は年一回その他必要に應じて總會を開催するものとする。

第11條 左の事項は總會又は承認を受けなければならない。

- 1 收支豫算及び決算
- 2 規約の變更
- 3 其の他理事会その必要を認めたる重要事項

第12條 本會の經費は會費、寄附金その他雑收をもつてする

第13條 本會事務所は會長所在の病院内に置く。

第14條 本規約は昭和24年9月3日より実施する。

病院管理研修所講習會

病院管理研修所は厚生省設置施設に伴い本年六月一日より國立東京第一病院内に設置され、それ以後全國々立病院關係者については二カ月の長期講習を、各都道府縣医療監視員に対しては一週間の短期講習を実施して來たが、これが設置された目的はひとり國立關係ばかりでなく、官公私立の全病院の管理面の向上をめざすものである、今回引き続き左記により一般病院管理者を対象として講習會を長期と短期の二種に分け開催することになった。

長期講習には各施設の長より推薦されたもので、旧制の専門学校以上の學歷を有し、將來病院管理にたづさわる医師又は事務担当者に対して二カ月間の講習と実習を研修せしめるものであり、短期講習とは五〇床以上の病院の院長（副院長）又は病院管理者に対して六日間の講習を行つて病院管理の現状を急速に改善せんとするものである。

研修會（短期病院管理講習會）

- 1, 目的 病院管理者又は病院管理を指導する者に対して六日間の研修をなし病院管理の現状を急速に改善することを目的とする
- 2, 期日 第一期 自十月三十一日至十一月五日
第二期 自十一月二十一日至十一月二十六日
- 3, 場所 病院管理研究所（國立東京第一病院内）
- 4, 人員 第一期第二期各五〇名

- 5, 受講資格 五〇床以上の病院の院長（副院長）又は病院管理指導者
- 6, 申込方法及び銓衡方法 申込様式により所轄都道府縣衛生部を経由して厚生省医務局医務課宛九月末日迄に申込むこと。
人員超過の場合は受付順に一〇〇名をとり残余は次年度廻しとする。
- 7, 宿舍及費用（イ）経費は推薦者又は受講者の負担とする（ロ）宿舍は病院管理研修所（東一）内にあり。

研修科（長期病院管理講習會）

- 1, 目的 医師又はその病院職員で將來病院管理にたづさわるものに対して二カ月間の講習と実習を研修せしめる。
- 2, 期日 第一期 自十月十五日至十二月十四日
第二期 自一月十日至三月九日
- 3, 場所 病院管理研修所（國立東京第一病院内）
- 4, 人員 第一期第二期各十名
- 5, 受講資格 前記目的に適合する旧制専門学校以上の學歷を有するものにして身体強健、志操健全なるもの。
- 6, 申込方法及び銓衡方法 申込様式に履歴書、健康證明書病院長の推薦状を添え所轄都道府縣衛生部を経由九月末日迄に厚生省医務局医務課宛申込むこと、人員超過の場合は銓衡の上決定通知する。
- 7, 宿舍及費用（イ）経費は推薦者

又は受講者の負担とする（ロ）
宿舍は病院管理研修所内に準備あり。

講師・科目

- 論 説 医務局長 東 龍太郎
病院組織について及病院医師のあり方 厚生技官 吉田 幸雄
病院診療のあり方 病院長 坂口 康藏
看護のあり方 副院長 栗山重信
看護教育 聖路加病院長 橋本 寛敏
医務局看護課長 保良 せき
病院の薬事 東一藥局長 畑忠三
病院に於ける医療社会事業 厚生省 千種 峯藏
病院給食のあり方 慶大教授 大森 憲太
病院サービス業務 研修所主事 守屋 博
病院建築 東大教授 岸田日出刀
患者に対する設備 國立相模原病院長 本名 文任
職員に対する設備 國立久里浜病院長 岩井誠四郎
病院の経理と事務 研修所主事 守屋 博
病院の労務管理 研修所員 中村 一成
入院退院業務と調査統計 技官 島内 武文
診療記録について 東一助院長 栗山 重信
職員の規定 技官 島内 武文
社会保障と社会保険 保険局課長 友納 武人
医療法について 医務課長 河野 鍾雄
その他の医事法規 厚生事務官 鈴木 信吾